# 条例改正を通じた規制強化による 屋外広告物の設置状況変化の因果構造

大庭 哲治・松中 亮治・中川 大・山根 和人4

<sup>1</sup>正会員 博士 (工学) 京都大学大学院工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂, E-mail:tetsu@urban.kuciv.kyoto-u.ac.jp) 
<sup>2</sup>正会員 博士 (工学) 京都大学大学院工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂, E-mail:matsu@urban.kuciv.kyoto-u.ac.jp) 
<sup>3</sup>正会員 工博 京都大学大学院工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂, E-mail:nakagawa@urban.kuciv.kyoto-u.ac.jp) 
<sup>4</sup>正会員 工修 中部電力株式会社 (E-mail:Yamane.Kazuto@chuden.co.jp)

本研究は、屋外広告物の規制強化が設置状況に及ぼす影響とその因果構造を明らかにするため、2007年9月に改正された京都市屋外広告物条例を対象に、現地調査に基づいて、その改正前後における主要幹線街路沿いの屋外広告物の設置状況に関するGISデータベースを構築した。その上で、このデータを用いて、設置状況変化の因果構造を共分散構造分析により検証した。その結果、規制強化が改正条例の目的に沿って広告景観の改善に正の影響を及ぼしている一方、規制強化の意図しない負の影響も存在していることを明らかにした。また、被規制者の簡易屋外広告物に対する撤去志向が、ひいては、大型の固定型屋外広告物の面積・色彩・設置高さ・設置位置の改善に影響を及ぼす可能性があることを明らかにした。

キーワード:屋外広告物,条例改正,規制強化,設置状況変化,共分散構造分析

#### 1. はじめに

#### (1)背景と目的

景観緑三法として実施された2004年の屋外広告物法の改正に伴い,多くの自治体では,屋外広告物条例の新規施行や改正を通じて,屋外広告物の質や総量の規制が強化されている。その結果として,屋上や壁面に設置された大型広告物,過剰な色彩・デザインの広告物等が,除去あるいは改善され,少しずつではあるが目に見える形で効果が現れ始めている自治体がある一方,期待するほどの効果が現れていない自治体も少なくない。

かねてより屋外広告物の規制に対して先駆的に取り組んできた京都市では、これまでの景観政策を抜本的に見直し、2007年9月より、京都らしい良好な景観形成を目的として新景観政策<sup>1)</sup>を実施している。その中でも、屋外広告物条例の改正は、新景観政策の柱として位置付けられており、市内の全域で21種類の規制地域に再編し、各地域で規制強化を実施している。

この規制強化は、屋外広告物の設置状況を改善させる 効力を有する一方、規制によって自由の制限による反動 により、改正された条例や法令に触れない範囲で抵抗し、 結果的に屋外広告物の設置状況を悪化させる負の効力も 有していることが指摘されている<sup>2)</sup>. したがって,規制 強化に際しては,自発的な規制遵守が不可欠であり,実 施後の屋外広告物の設置状況を丁寧に把握した上で,規 制強化が実効性を確保しているかを検証する必要がある. しかしながら,規制強化後の屋外広告物の設置状況につ いては,繁華街を対象としたモデル地域の是正状況に関 する報告<sup>3)</sup>があるのみであり,規定内容の異なる幹線街 路での規制強化による設置状況の変化とその因果構造に ついては,把握と検証がなされていない.

そこで本研究は、京都市屋外広告物改正条例を対象に、 改正前後にあたる2006年と2009年の2時点で、主要幹線 街路沿いの設置状況に関する現地調査を実施し、屋外広 告物の設置状況に関するGISデータベースを構築する。 その上で、このデータを用いて共分散構造分析を行うこ とで、条例改正を通じた規制強化による屋外広告物の設 置状況変化の因果構造を明らかにすることを目的とする。

#### (2) 既往研究のレビューと本研究の特徴

屋外広告物に関する先行研究の中で、現地調査を通じて設置状況の実態を定量的に把握している研究としては、後藤<sup>4</sup>、小柳ら<sup>5</sup>、田代ら<sup>6</sup>、さらに海外では、Hillier et al.<sup>7</sup>等、屋外広告物の外観的要素を考慮した研究が国内外に

おいて蓄積されている。中でも、わが国に先駆けて積極的に屋外広告物規制を実施してきた京都市を対象に、屋外広告物の設置状況の実態を調査した研究としては、2007年9月の条例改正以前の把握による、辻・山崎<sup>8</sup>、石井・宗田<sup>9</sup>、大庭ら<sup>10</sup>が挙げられる。辻・山崎<sup>8</sup>は、屋上広告物、壁面広告物、壁面突出広告物を対象に2ヶ所(街路長約1,800m)における高さと面積を計測している。石井・宗田<sup>9</sup>は屋上広告物、突出型広告物、平面平付け型広告物、特定屋内広告物を対象に、9つの通りと3つの交差点での掲出数量を地域別・業種別に計測している。大庭ら<sup>10</sup>は、簡易屋外広告物であるのぼり旗(1,460個)を対象に、54区間の街路での設置数や設置店舗数を計測している。しかしながら、以上の先行研究では、屋外広告物の外観的要素の実態と変化を、条例の規定内容を踏まえて、大規模かつ詳細には把握していない。

続いて、景観改善方策の実施による屋外広告物の設置 状況への影響や変化とその因果構造に着目している先行 研究としては,藤井<sup>11)</sup>,天野ら<sup>12)</sup>,村上<sup>13)</sup>,高村<sup>14)</sup>が挙げ られる.藤井11)は、社会心理学の視点から、景観改善方 策を心理的方略と構造的方略に分類した上で、ひとり一 人の意識に働きかけて内面的な変化をもたらす心理的方 略の重要性を論じている. また, 天野ら<sup>13</sup>は, 心理的方 略に位置付けられる経験誘発法を用いた社会実験を通じ て、人々の軽微な景観改善行動が景観を改善する可能性 を高めることを実証している.一方、村上13人は、構造的 方略に位置付けられる規制条例を対象に、許可広告物の 許可申請台帳のデータから、屋外広告物の現状と条例の 掲出基準や規制地域区分との相互相関性について言及し ている. また, 高村<sup>14</sup>は京都市の屋外広告物改正条例の 規制について、規制執行者のフレーミング方法、被規制 者の内面のあり方、被規制者間のコミュニケーションと 中間団体の存在に着目しつつ、独自のインタビュー調査 やまちづくり会議への参加により、執行・受容過程を考 察している. しかしながら, 以上の先行研究では, 従来 から主たる景観改善方策として実施されてきた規制条例 を対象に、ひとり一人の行動の結果として外観上に表れ る屋外広告物の設置状況を丁寧に把握した上で、その結 果に基づいて規制強化による影響や設置状況変化の因果 構造を定量的には検証していない.

以上、既往研究のレビューにより、本研究の特徴としては、以下の2点が挙げられる.

- ・ 条例改正前後の2時点の現地調査に基づいて,街路 長約23,300m,店舗等数4,263個における12,847個の屋 外広告物を対象に,形態,掲出・撤去,面積,色 彩,設置高さ,設置位置による屋外広告物の設置 状況に関するGISデータベースを構築している点.
- ・ 構築したGISデータベースのデータを用いて、共分

散構造分析を行うことにより,条例改正を通じた 規制強化による屋外広告物の設置状況変化の因果 構造を,定量的に明らかにしている点.

# 2. 屋外広告物の設置状況に関するGISデータ ベースの構築

#### (1)対象とする屋外広告物

本研究では、京都市の屋外広告物条例改正に伴う規制 強化の影響を考慮するため、屋外広告物の設置状況の定 量的な把握にあたっては、屋外広告物条例における規定 内容を踏まえて、形態分類別に把握することが望ましい と考える. しかしながら、屋外広告物の中には、京都市 屋外広告物条例や施行規則に明記されていないものや定 義が不明確なものもあるため、本研究では屋外広告物条 例に基づいた形態分類を参照しつつ、表-1に示す形態に 分類して、それぞれ定義を行い、これら全てを対象に設 置状況を把握することとした. なお、交通標識や選挙ポ スター等の法定屋外広告物、ラッピング車両等の移動広 告物については、本研究の対象から除いている.

#### (2) 設置状況の計測単位

屋外広告物の設置状況の把握にあたり、計測単位として、ポスター等以外の屋外広告物については独立して設置されているものを1個として、ポスター等については、

表-1 対象とする屋外広告物の形態分類

[[] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]]			
区分		形態分類	定義
固定型屋外広告物	建築物等定着型屋外広告物	壁面平付型広告	表示面が建築物等の壁面等の面に対して並行に設けられている平面形状の建築物等定着型屋外広告物(ポスター等を除く)
		幕広告	最上部が2階高さ以上の、懸垂幕、横断幕等、のれん
		突出型広告	表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられている建築物等定着型屋外広告物等並びに壁面等から突き出して 設けられている旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物
		屋上広告	建築物の屋上に設置する屋外広告物
		ひさし看板	地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに表示し、又は設置する屋外広告物
		軒先テント型広告	広告内容が表示された軒先テント
	独立型屋外広	広告塔	独立型屋外広告物のうち、一本支柱型、多本支柱型、アーチ型、のぼり旗や立て看板等の簡易屋外広告物、以外のもので、 角柱又は円柱等の立体的な構造となっているもの
		一本支柱型広告	支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱 の数が1のもの
		多本支柱型広告	支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱 の数が2以上のもの
		アーチ型広告	屋外広告物又は掲出物件の下を人又は車両が通行することが できる構造となっているもの
非固定型屋外広告物	告	ポスター等	ポスター, 貼り紙, 貼り札, ビニール製シート, またそれらを用いた特定屋内広告物, および最上部が2階高さ未満の幕広告(のれん・横断幕・懸垂幕)
		のぼり旗	容易に移動させることができる独立型屋外広告物(簡易広告)で、旗の形状をしたもの
		立て看板等	容易に移動させることができる屋外広告物(簡易広告)で、のぼり旗以外のもの(立て看板、広告スタンドなど)

面積や枚数にかかわらず建築物(店舗)に設置されているものを1個として、形態分類別に集計・把握する.また、2時点における設置状況の変化を把握するにあたり、被規制者による屋外広告物の掲出・撤去・変更を通じた変化のみならず、建築物の新築・解体や店舗の開店・閉店に伴う屋外広告物の掲出・撤去の変化もある.そこで、本研究では、屋外広告物の設置状況の変化を図-1に示すように体系的に整理した上で、把握した設置状況変化のうち、被規制者の意思決定による屋外広告物の掲出・撤去・変更を通じた変化のみを分析対象とする.そして、変更については、建築物または土地に固定され、掲出・撤去に業者の施工が必要となる固定型屋外広告物を対象に、面積・色彩・設置高さ・設置位置の変更を把握する.

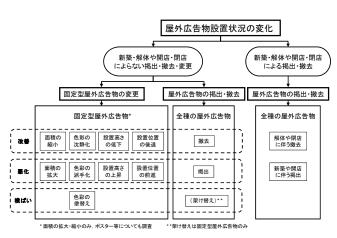


図-1 屋外広告物設置状況の変化の体系的整理

#### (3) 対象街路の選定と現地調査の概要

本研究では、対象街路の選定にあたり、京都市において良好な沿道景観の形成が望まれる"沿道型美観地区"または"沿道型美観形成地区"に指定されている12の主要幹線街路の中から、条例改正に伴う規制強化の程度の違いや街路の特徴を考慮して、東西方向と南北方向に走る、図-2に示す5つの街路を選定した。その上で、対象とする歩道や建築物(店舗)の敷地を選定した。対象街路の概要については、表-2に示す。

続いて、屋外広告物の設置状況の把握、ならびに分析データの取得を目的として、屋外広告物の設置状況に関する現地調査を、条例改正前の2006年7月と条例改正後の2009年6~10月の2時点で実施した。現地調査にあたっては、対象街路の沿道の全ての敷地や建築物を対象に、目視調査と沿道の連続的な写真撮影を実施した。

#### (4) 屋外広告物の設置状況に関するGISデータの概要

目視調査により得られたデータ及び総延長約23,300m にわたる対象街路の沿道を撮影した、約7,500枚の写真 の判別により、屋外広告物の掲出・撤去・変更に関する



図-2 対象街路の位置

表-2 対象街路の概要

街路	範囲	延長[m]	敷地数	店舗数
北大路通	西大路通-東大路通	4,687	801	989
丸太町通	西大路通-東大路通	4,272	735	877
五条通	西大路通-東大路通	4,005	470	584
堀川通	北大路通-五条通	4,941	447	603
河原町通	北大路通-五条通	5,432	902	1,210

設置状況について、形態、面積、色彩、設置高さ、設置位置といった項目別に整理した。なお、整理するにあたり、固定型屋外広告物は、規模別に4分類、設置高さ別に5分類で整理している。また、のぼり旗や立て看板等については、道路法に抵触する敷地外の路上での設置と敷地内での設置を区別している。以上の整理のもと、地理情報システムを用いて、GISデータベースを構築した、データ化した屋外広告物数は12,847個である。集計結果として、表-3に2時点での形態分類別の屋外広告物数、図-3に敷地単位による屋外広告物数変化の空間分布の一例として、河原町通(御池通一五条通間)を示す。

表-3より、対象街路における屋外広告物の総数は減少している。形態分類別にみると、条例改正に伴い市内全域で禁止された屋上広告が減少しているほか、のぼり旗や立て看板等の路上設置数が減少している一方で、敷地内設置数は増加している。また、図-3より、河原町通の御池通一四条通間(左)や四条通一五条通間(右)では、規制強化の前後で、屋外広告物数が減少しているといった設置状況の変化を空間的に把握することができる。

#### (5) 条例改正に伴う規制強化度の指標設定

旧条例及び改正条例における各規制地域の屋外広告物 許可基準から、各規制地域における規制の強さを表す指標として規制強度を設定・算出し、2時点間の規制強度

表-3 形態分類別の屋外広告物数

	<b>屋以</b> 广4	生物粉	対前年
形態分類	屋外広告物数		对刑平 変化率
壁面平付型広告	2006年 3,590	2009年	
幕広告	79	3,626 69	1.0% -12.7%
<sup>森広日</sup> 突出型広告	1,766	1,632	-12.7% -7.6%
屋上広告	70	58	-17.1%
ひさし看板	84	77	-8.3%
軒先テント型広告	409	381	-6.8%
広告塔	76	80	5.3%
一本支柱型広告	227	237	4.4%
多本支柱型広告	191	225	17.8%
アーチ型広告	10	11	10.0%
ポスタ一等	1,800	1,797	-0.2%
のぼり旗(敷地内)	515	548	6.4%
のぼり旗(路上)	614	452	-26.4%
立て看板等(敷地内)	957	981	2.5%
立て看板等(路上)	397	283	-28.7%
合計 御池通	10,785	10,457	-3.0% 四 <u>条通</u>
河原町通		河原町通	
THE MENT	3		告物数の差(敷地 1

図-3 敷地単位による屋外広告物数の変化

の差を条例改正に伴う規制強化度として用いる. 規制強度は,以下の1)~4)の手順で求めることとした.

- 1) 旧条例については、9つの規制地域に屋外広告物禁止 地域を加えた10地域、改正条例については、21の規 制地域に屋外広告物禁止地域と木屋町特別規制地区 を加えた23地域について、47項目の規定内容の数値 基準をデータ化する.
- 2) 旧条例及び改正条例の計33規制地域について,各数 値基準を変数とした主成分分析により,規制の強さ を表す総合的特徴を定量的に抽出する. なお,分析 にあたっては,他の項目との相関係数が1となる項目 は変数から除いている.
- 3) 分析結果において使用データ及び固有ベクトルの符号条件より、寄与率66.6%、固有値22.6の主成分No.1を総合的な規制の強さである規制強度を表す指標として判断する. なお、数値関係の許可基準は数値が小さいほど強い規制を表しているが、規制強度は規制が強いほど大きな正の値をとる指標にするため、得られた主成分得点に一1を乗じる.

4) 対象街路における各地点での旧条例と改正条例の規制強度の差の値を条例改正に伴う規制強化度とする.

表-4 旧条例・改正条例における各規制地域の規制強度の算出

区分	種別	規制強度
旧条例	屋外広告物規制区域第1種地域	1.06
	屋外広告物規制区域第2種地域	-0.63
	屋外広告物規制区域第3種地域	-5.77
	屋外広告物規制区域第4種地域	-7.03
	屋外広告物規制区域第5種地域	-7.86
	沿道型屋外広告物規制地域第1種地区	-2.38
	沿道型屋外広告物規制地域第2種地区	-6.94
	沿道型屋外広告物規制地域第3種地区	-9.06
	沿道型屋外広告物規制地域第3種地区(特定地域)	-11.36
	屋外広告物禁止地域	9.34
	第1種地域	4.59
	第2種地域	3.96
	第3種地域	3.36
	第4種地域	2.95
	第5種地域	0.82
	第6種地域	-0.21
	第7種地域	-1.89
	沿道型第1種地域	3.26
	沿道型第1種地域特定地区	3.33
74-	沿道型第2種地域	2.95
改正	沿道型第2種地域特定地区	3.18
条	沿道型第3種地域	0.49
例	沿道型第3種地域特定地区	1.92
,,,	沿道型第4種地域	-0.98
	沿道型第4種地域特定地区	0.41
	沿道型第5種地域	-1.80
	沿道型第5種地域特定第1地区	-1.37
	沿道型第5種地域特定第2地区	-1.85
	沿道型第6種地域	-2.15
	歴史遺産型第1種地域	4.60
	歴史遺産型第2種地域	4.24
	屋外広告物禁止地域	9.34
	木屋町特別規制地区	1.48



図-4 主要幹線街路沿道における規制強化度

表-5 規制強化度別の屋外広告物数

規制強化度	屋外広	対前年	
从则强10及 	2006年	2009年	変化率
~2.0	12	12	0.0%
2.0~4.0	1,930	1,944	0.7%
4.0~6.0	2,736	2,641	-3.5%
6.0~8.0	3,525	3,434	-2.6%
8.0~	2,582	2,426	-6.0%
合計	10,785	10,457	-3.0%

以上により、旧条例及び改正条例の各規制区域におけ る規制強度を表-4に、主要幹線街路沿いの規制強化度を 図-4に、規制強化度別の屋外広告物数を表-5に示す.表 -4より、屋外広告物禁止地域の値が最も大きく、一般的 に規制が緩いと考えられている区域ほど値が小さくなっ ていることが確認できる. また、改正条例の規制区域は、 旧条例の規制区域と比較して、全体的に規制強度が増し ていることも確認できる. 続いて, **図-4**より, 四条通や 五条通、丸太町通以南の河原町通や堀川通、千本通や西 大路通の一部で規制強化度が大きな値を示しているため、 繁華街や商業地区で全体的に規制が強化されていること が確認できる. 沿道に社寺等や歴史的資源が立地してい る街路においても規制が強化される傾向にあり、北大路 通や今出川通の一部で規制強化度が大きな値を示してい る. なお, 京都御苑や二条城の周辺, 堀川沿い等は旧条 例において既に厳しく規制されていたため、規制強化度 の値は小さい. さらに、表-5より、規制強化度が高くな るにつれて、屋外広告物数が概ね減少しており、対前年 変化率が概ね負の値を示していることが確認できる.

## 3. 屋外広告物の設置状況変化の因果構造

#### (1)分析対象サンプルの選定と因果構造仮説の設定

本研究は,条例改正前後の屋外広告物の設置状況変化を,被規制者の設置変更行動の結果として捉えて,その因果構造を共分散構造分析により明らかにする.これに先立ち,まず本研究の目的に適した分析対象サンプルを選定した上で,因果構造仮説を設定する.

本章の検討にあたっては、条例改正を通じた規制強化の影響を考慮するため、先に構築したGISデータベースより、2時点間で新築・解体や開店・閉店による掲出・撤去のない店舗等のみを抽出して、その屋外広告物の設置状況変化を分析対象とする。図-5に、分析対象とする屋外広告物について、面積、色彩、設置高さ、設置位置、撤去・掲出別の設置状況の変化を示す。面積や色彩の変化といった固定型屋外広告物の変更や掲出・撤去については、改正条例の目的に沿って、概ね改善傾向であることを示している。また、のぼり旗や立て看板等についても、敷地外の路上における設置については、改善傾向にある一方で、敷地内における設置については、やや増加しており、悪化傾向にあることを示している。さらに、ポスター等についても、1店舗等あたりの面積が増加しており、悪化傾向にあることを示している。

続いて、被規制者の設置変更行動の結果として外観上に表れる、屋外広告物の設置状況変化の因果構造モデルを構築するにあたり、データからは直接観測することが

できない被規制者の条例改正を通じた規制強化への反応 と、被規制者の志向について仮説を設定する.本研究は、 図-5をはじめとする調査結果より、屋外広告物の設置状 況変化に、大きく3つの志向が影響を及ぼしていると推 察する.1つ目は,改正条例の規定内容に従って,大規 模な固定型屋外広告物が改善・撤去されている、あるい は、違法行為である屋外広告物の路上設置が減少してい る点から, 条例改正を通じた規制強化により, 被規制者 の法令を遵守する志向が影響していると考えられる. 2 つ目は、改正条例の規制内容には盛り込まれていないポ スター等について面積が減少している、あるいは、のぼ り旗や立て看板の敷地内設置が減少している、さらには 小規模な固定型屋外広告物が撤去されている点から、条 例改正を通じた規制強化を契機として、良好な景観形成 のために広告景観を改善する志向が影響していると考え られる. 3つ目は、ポスター等や敷地内に設置するのぼ り旗,立て看板等は、総面積が2m<sup>2</sup>以下であれば、条例 改正による規制の対象外であり、違法ではない. これら の屋外広告物は、安価で容易に設置可能であり、大規模 な固定型屋外広告物に付加して設置されるケースが多い。 また、小規模な固定型屋外広告物も、ポスター等と同様、 改正条例の対象外であり、大規模な固定型屋外広告物に 付加して設置されるケースが多い、このような、規制の 対象外である屋外広告物を設置することは、自己利益の ために屋外広告物を必要以上に掲出しようとする志向, あるいは大規模な固定型屋外広告物の代替となる屋外広 告物を掲出しようとする志向が影響していると考えられ る. 以上の3つの仮説より、それぞれ"法令遵守志向"、 "広告景観改善志向", "規制対象外広告掲出志向"と 名付けて、これらを被規制者の設置変更行動の背後に存 在する潜在変数とした因果構造モデルを構築する.

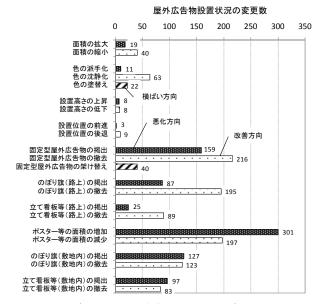


図-5 分析対象とする屋外広告物設置状況の変化

まず、3つのそれぞれの志向を表す潜在変数は、屋外広告物の撤去や掲出を表す観測変数によって測定されると考えられる。その上で、条例改正による規制強化前後の2時点間の変化において各志向に正の因果的影響を及ぼす、"条例改正への反応"と名付けた潜在変数を、各志向を表す潜在変数の上位に設定する。また、各志向を表す潜在変数は、固定型屋外広告物の面積・色彩・設置高さ・設置位置の変更による改善数に、最終的に因果的影響を及ぼすと考える。以上の仮説に基づく因果構造モデルについて、次節で共分散構造分析により検証する。

#### (2)分析結果

屋外広告物設置状況のGISデータベースにおいて、2時点間で新築・解体や開店・閉店による掲出・撤去のない店舗等である2,915サンプルを対象に、表-6に示す観測変数を用いて、共分散構造分析により、因果構造モデルにおける各パス係数を推定した。最終的に得られたモデルとその標準化解を図-6に示す。

モデルの適合度指標であるGFI及びAGFIは、共に0.9を超えており、RMSEAについても、経験的な基準である0.05を下回っているため、データへの当てはまりが良い、説明力のあるモデルといえる。また、全てのパス係数は、t検定により概ね統計的に有意な結果を示している。

最初に、因果構造モデルの上位の潜在変数である"条例改正への反応"と下位の3つの潜在変数である"法令遵守志向"、"広告景観改善志向"、"規制対象外広告掲出志向"との関係について検証した結果、全て正の因果的影響力を有することが確認できる。これらの関係については、因果構造モデルにおいて仮説として設定した通りの結果が得られたといえる。その上で、各パス係数の大きさを比較した結果、"規制対象外広告掲出志向"のパス係数が3つの潜在変数の中では最も大きく、"法令遵守志向"への影響よりも大きいことが確認できる。

続いて、下位のそれぞれの潜在変数と観測変数である "固定型屋外広告物の変更による改善数"との因果関係 を検証した。その結果、"法令遵守志向"と"広告景観 改善志向"が正の因果的影響力を有する一方で、"規制 対象外広告掲出志向"は負の因果的影響力を有すること が確認できる。"規制対象外広告掲出志向"が負である 理由としては、被規制者における固定型屋外広告物の代 替となる屋外広告物の必要性と心理的リアクタンスと自 己利益の追求の3つの要因が考えられるが、負の値を示 しているため、後者2つの要因が影響を及ぼしているも のと考えられる。なお、心理的リアクタンスとは、人が 自分の自由を外部から脅かされた時に生じる、自由を回 復しようとする動機的状態のことである。つまり、被規 制者は、条例改正を通じた規制強化に賛同しておらず、

表-6 観測変数とその内容

変数名	内容
固定型屋外広告物の	当該店舗等において面積・色彩・設置高さ・設置位置の
変更による改善数	改善変更された固定型屋外広告物の数
規制強化度	当該店舗等が指定されている
<b>从则强10</b> 及	規制区域の規制強化度の値
モデル地域の指定状況	当該店舗等がモデル地域(四条通・河原町通・木屋町通
モデル地域の指定认流	界わい)内の場合1,そうでない場合0のダミー変数
固定型屋外広告物	当該店舗等において撤去された
(特大・大)の撤去数	固定型屋外広告物(特大・大)の数
のぼり旗(路上)の撤去数	当該店舗等において撤去された
のは9旗(路工)の撤去数	のぼり旗(路上)の数
ナイ毛に笠/吹 L)の炒+粉	当該店舗等において撤去された
立て看板等(路上)の撤去数	立て看板等(路上)の数
固定型屋外広告物	当該店舗等において撤去された
(小)の撤去数	固定型屋外広告物(小)の数
ポック ケの王珪のオル	当該店舗等に掲出しているポスター等の総面積が
ポスター等の面積の減少	減少した場合1, そうでない場合0のダミー変数
のぼり旗(敷地内)の撤去数	当該店舗等において撤去された
のは9旗(叛地内)の撤去数	のぼり旗(敷地内)の数
ナ <b>ィ</b> 毛 七 ケ / お 山 カ \ の 枠 土 米	当該店舗等において撤去された
立て看板等(敷地内)の撤去数	立て看板等(敷地内)の数
固定型屋外広告物	当該店舗等において掲出された
(小)の掲出数	固定型屋外広告物(小)の数
12.5 <b>*</b> 0. <b>T</b> 4.0.#10	当該店舗等に掲出しているポスター等の総面積が
ポスタ一等の面積の増加	増加した場合1, そうでない場合0のダミー変数
のばり佐(おせむ)の担川米	当該店舗等において掲出された
のぼり旗(敷地内)の掲出数	のぼり旗(敷地内)の数
ナイ毛七笠(松山中)の垣川半	当該店舗等において掲出された
立て看板等(敷地内)の掲出数	立て看板等(敷地内)の数

屋外広告物の設置の制限に反発していると考えられる.

さらに、下位のそれぞれの潜在変数とそれらを構成する "固定型屋外広告物の変更による改善数"以外の観測変数との因果関係を検証した. その結果、"法令遵守志向"については、"立て看板等(路上)の撤去数"のパス係数が0.41で、大きな因果的影響力を有しており、"固定型屋外広告物(特大・大)の撤去数"のパス係数0.18よりも大きい、また、"広告景観改善志向"につい

ては、"ポスター等の面積の減少"のパス係数が0.40で、 "規制対象外広告掲出志向"については、"立て看板等 (敷地内)の掲出数"のパス係数が0.50で、大きな因果 的影響力を有している。

条例改正前に許可を受けている屋外広告物で、改正後の基準に適合しない一定のものについては、条例改正後1回に限り、改正前の条例の基準により更新許可を受けることが認められている。したがって、経過措置期間内である現在の屋外広告物の設置状況は、まさに変化の過渡期にあるといえる。このような状況下において、構築した因果構造モデルより、"条例改正への反応"が、"法令遵守志向"、"広告景観改善志向"、"規制対象外広告掲出志向"の3つの志向に、正の因果的影響を及

外広告掲出志向"の3つの志向に、正の因果的影響を及ぼしており、"法令遵守志向"と"広告景観改善志向"については、結果として、固定型屋外広告物の撤去のみならず、路上や敷地内に掲出されているのぼり旗や立て看板等の撤去に正の因果的影響を及ぼしていることを明らかにした。そして、それらの志向により、"固定型屋外広告物の変更による改善数"にも正の因果的影響を及ぼしていることを明らかにした。これは、条例改正の目

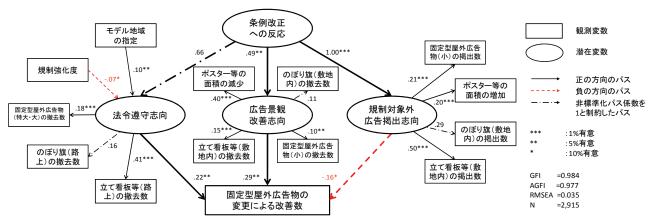


図-6 共分散構造分析の結果(標準化解)

的に沿った影響が生じているといえる. 一方, "規制対象外広告掲出志向"については,ポスター等,のぼり旗(敷地内)や立て看板等(敷地内)の掲出に正の因果的影響を及ぼしている. そして,この志向は, "固定型屋外広告物の変更による改善数"に負の因果的影響を及ぼしており,規制強化による広告景観の改善を妨げる影響が生じていることを明らかにした. これは,武山<sup>2</sup>が指摘している条例改正の意図しない負の影響が存在していることを示唆している. さらに,のぼり旗,立て看板等及びポスター等の簡易屋外広告物の撤去・掲出という"小さな改善・悪化"への志向が,規模のより大きな固定型屋外広告物の面積・色彩・設置高さ・設置位置の改善という"大きな改善"に,統計的に有意な因果的影響を及ぼしていることを明らかにした.

# 4. おわりに

本研究は、屋外広告物の規制強化による設置状況変化の因果構造を明らかにするため、2007年9月に改正された京都市屋外広告物条例を対象に、現地調査を実施して、その改正前後における主要幹線街路沿いの設置状況に関するGISデータベースを構築した。その上で、共分散構造分析により、設置状況変化の因果構造を検証した。

その結果,条例改正による規制強化が"法令遵守志 向"や"広告景観改善志向"により,改正条例の目的に 沿って広告景観の改善に正の影響を及ぼしている一方で, "規制対象外広告掲出志向"により,規制強化の意図し ない負の影響も存在していることを明らかにした.また, 被規制者が簡易屋外広告物の撤去による身近な景観改善 を志向することで,ひいては,屋上や壁面に設置された 大型の固定型屋外広告物の面積・色彩・設置高さ・設置 位置の改善を導く可能性があることを明らかにした.

謝辞:本研究の資料調査において東海旅客鉄道株式会社 の中西康裕氏には多大なご協力を頂いた.厚く謝意を表 する. なお, 本研究は科研費 (22760391) の助成を受けたものである.

### 参考文献

- 1) 京都市都市計画局都市景観部景観政策課:新景観政策 時を超え光り輝く京都の景観づくり、2008
- 2) 武山良三:屋外広告物を活用した景観づくりまちづくり,日本不動産学会誌 No.22(3), pp.61-70, 2008
- 3) 京都市都市計画局都市景観部景観政策課: 平成 22 年度 京都市景観白書,pp40-50,2011
- 4) 後藤春彦: 地方小規模市街地における企業提供看板の設置 の現状と課題一宮城県加美郡中新田町商店街の看板設置実 態調査から一,日本都市計画学会都市計画論文集,No.20, pp.379-384,1985
- 5) 小柳武和,志摩邦雄,山形耕一,金利昭:屋外広告物が都市景観の色彩・イメージに与える影響,日本都市計画学会都市計画論文集,No.28,pp.523-528,1993
- 6) 田代雅明, 中井検裕, 中西正彦: 商業地の屋上広告空間の特性と形成要因に関する研究, 日本都市計画学会都市計画論文集, No.41-3, pp.505-510, 2006
- Hillier A, Cole BL, Smith TE, Yancey AK, Williams JD, Grier SA, McCarthy WJ: Clustering of unhealthy outdoor advertisements around child-serving institutions: A comparison of three cities, Health & Place, Vol.15(4), pp.935-945, 2009
- 8) 辻 大輔,山崎正史:京都市都心部における屋外広告物の現 状と規制に関する研究,日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.1111-1112,2004
- 9) 石井沙希子, 宗田好史:屋外広告物の現状と規制-京都市を 事例として,日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.531-532, 2007
- 10) 大庭哲治,中川 大,中西康裕: 準拠集団の違いを考慮した簡易屋外広告物の沿道設置行動に関する研究,都市計画論文集 No.44-1,pp.102-107,2009
- 11) 藤井 聡: 風格ある景観と「行動変容」 風景の望む心のあり方,田中尚人, 柴田 久[編著]: 土木と景観 風景のためのデザインとマネジメント, 学芸出版社, pp.11-54, 2007
- 12) 天野真衣,谷口綾子,藤井聡:社会実験を通じた自発的街路 景観変容に関する研究~自由が丘しらかば通りを事例として~,景観・デザイン研究論文集,No.9,pp.73-82,2010
- 13) 村上祥司:屋外広告物の現状と条例規定に関する研究ー神奈川県のケーススタディー,日本都市計画学会都市計画論文集,No.31,pp.625-630,1996
- 14) 高村学人:屋外広告物規制の執行・受容過程の実態調査と 理論モデルー京都市の新景観政策を事例に一, 法社会学 73 号,pp.23-44,2010